

役員等報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 豊寿会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、法人の理事及び監事をいう。

第2章 報酬等

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 実費弁償費の額は、利用する交通手段の種類にかかわらず1回につき3,000円とする。
- 3 理事において、本部事務局、施設の職を兼務する者には、実費弁償費の支給は行わない。

(理事等の報酬)

第4条 法人の業務に従事する理事長及び業務執行理事の報酬は、別表2により支給する。別途賞与の支給は行わない。

- 2 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において各理事の従事状況を勘案し決定する。
- 3 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 5 理事において、本部事務局、施設の職を兼務する者には、実費弁償費の支給は行わない。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人の指導検査への立会及び運営状況の指導もしくは監査の業務又はその他理事長に命を受けて法人の運営業務にあたった場合には、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 実費弁償費の額は、利用する交通手段の種類にかかわらず1回につき3,000円とする。

(重複支給の防止)

第6条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規定により業務運営にあたった場合には、別表3に掲げる報酬及び実費弁償費の支給は行わない。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が法人及び法人が実施する事業の運営に係る苦情対応の業務にあたった場合には、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬の支給方法)

第8条 第4条第1項に係る報酬については、法人職員の給与の支給方法及び支給日に準ずるものとする。

- 2 前項以外のものについては、当該日に現金にて支給する。
- 3 報酬の支給額は、源泉所得税額を控除した額を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。ただし、理事において本部事務局、施設の職を兼務する者には、この規定は適用しない。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

第4章 退任慰労金

(金額の算定)

第10条 理事長及び業務執行理事に対する退任慰労金は、別表5により退任時の月額報酬に在任年数、在任年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に、理事会において決定する。

- 2 理事に対する退任慰労金は、別表6により算出した額を上限に、理事会において決定する。ただし、理事において本部事務局、施設の職を兼務する者には、この規定は適用しない。

- 3 監事及び評議員に対する退任慰労金は、別表 6 により算出した額を上限に、評議員会において決定する。

(支給の方法)

第11条 退任慰労金は、役員及び評議員を退任した時点において、銀行振り込みにて支給する。

第5章 慶 弔

(弔慰金)

第12条 役員及び評議員が死亡したときは、別表 7 により相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して成果及び弔電を供えることができる。ただし、理事において本部事務局、施設の職を兼務する者には、この規定は適用しない。

(親族への香華料)

第13条 役員及び評議員の親族等が死亡したときは、別表 8 により香華料を支給するほか、葬儀際して生花及び弔電を供えることができる。ただし、理事において本部事務局、施設の職を兼務する者には、この規定は適用しない。

第6章 附 則

(改正)

第14条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

平成 12 年 4 月 1 日制定「役員報酬規程」、「退職金規程」は平成 29 年 3 月 31 日廃止する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1(第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会	日額 7,000円	3,000円
評議員会	日額 7,000円	3,000円

別表 2(第4条関係)

名 称	報 酬
理事長・業務執行理事	週 1 日従事の場合 月額130,000円以内 週 2 日従事の場合 月額260,000円以内 週 3 日従事の場合 月額390,000円以内 週 4 日従事の場合 月額520,000円以内 週 5 日従事の場合 月額650,000円以内

別表 3(第4条、5条、6条、7条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事	日額 7,000円	3,000円
評議員	日額 7,000円	3,000円
監事	日額 7,000円	3,000円
苦情対応第三者委員	日額 5,000円	3,000円

別表 4(第9条関係)

報 酬	旅 費	宿 泊 費	そ の 他
日額 3,000円	実 費	実 費	実 費

別表 5(第10条関係)

名 称	在任年数	支 給 率
理事長・業務執行理事	20年以上	100%
	17～19年	80%
	16～18年	70%
	13～15年	60%
	10～12年	50%
	7～9年	40%
	4～6年	30%
	1～3年	20%

別表 6(第10条関係)

名 称	在任年数	支給基準額
理事・監事・評議員	9年以上	30,000円
	5～8年	20,000円
	1～4年	10,000円

別表 7(第12条関係)

名 称	支給基準額	備 考
理事長	50,000円	弔電・生花
理事・監事・評議員	10,000円	弔電・生花

別表 8(第13条関係)

名 称	支給基準額	備 考
配偶者	5,000円	弔電・生花
父母	5,000円	弔電・生花
子	5,000円	弔電・生花